

# 文教厚生常任委員会会議録

[平成24年 5月24日開催]

南あわじ市議会

# 文教厚生常任委員会会議録

日 時 平成24年 5月24日  
午後 1時30分 開会  
午後 4時20分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（6名）

委 員 長	川 上 命
副 委 員 長	久 米 啓 右
委 員	森 上 祐 治
委 員	小 島 一
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	登 里 伸 一

### 欠席委員

議 長	楠 和 廣
-----	-------

### 事務局出席職員職氏名

事 務 局 次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美
書 記	川 添 卓 也

### 説明のために出席した者の職・氏名

副 市 長	川 野 四 朗
教 育 長	岡 田 昌 史
市 民 生 活 部 長	入 谷 修 司
健 康 福 祉 部 長	藤 本 政 春
教 育 部 長	岸 上 敏 之
健康福祉部次長兼長寿福祉課長	小 坂 利 夫
教 育 部 次 長	太 田 孝 次

市民生活部市民課長	塔	下	佳	里
市民生活部税務課長	藤	岡	崇	文
市民生活部収税課長	福	原	敬	二
市民生活部生活環境課長	高	木	勝	啓
健康福祉部福祉課長	鍵	山	淳	子
健康福祉部保険課長	川	本	眞	須美
健康福祉部健康課長	小	西	正	文
健康福祉部少子対策課長	田	村	愛	子
教育委員会教育総務課長	片	山	勝	義
教育委員会学校教育課長	安	田	保	富
	(学校教育指導主事)			
教育委員会人権教育課長	大	谷	武	司
教育委員会生涯学習	山	見	嘉	啓
文化振興課長	高	辻	隆	雄
青少年育成センター所長				

## II. 会議に付した事件

- 1. 所管事務調査について…………… 5
  - (1) 教育の充実・文化、スポーツの振興と関係施設の整備について
  - (2) 人権施策について
  - (3) 税の賦課徴収について
  - (4) 医療体制と健康づくりの推進について
  - (5) 青少年の健全育成について
  - (6) 福祉対策について
  - (7) 介護保険と高齢化社会対策について
  - (8) 生活環境の整備推進について
- 2. 重点調査…………… 24
  - ① 子どもの学習への支援について、認定こども園について
  - ② 国保税の決算見込みと平成24年度国保税率について
- 3. その他…………… 21

## III. 会議録

## 文教厚生常任委員会

平成24年 5月24日(木)

(開会 午後 1時30分)

(閉会 午後 4時20分)

○川上 命委員長 皆さん、こんにちは。

時間が参りましたので、ただいまから文教厚生常任委員会を開催をいたします。

最近、非常に新聞紙上でもいいことがなかったんですが、今月に入って2つあります。けさの委員会でも委員長があいさつされておりました、金環日食、非常に全国話題になってなかなか報道でも、はでに報道されました。またその次には、東京スカイツリーということで、634メートルですか。塔としては世界一ということでございます。650億円かかるとるそうでございます。かなり今後これがその地域の経済効果というものは、人気また独占してしまうんじゃないかと私は思っております。同じその空の下で、今の日本の国の政治を見てみますと、本当に停滞、迷走を繰り返しておるということでございます。本当に情けない話でございます。そういったことで何とか南あわじ市のほう我々としても合併8年と、我々は、10カ月在任特例があったわけでございますので、来年の10月ということでございますが、いよいよそれぞれの任期の締めにかかるとるわけでございます。そういったことでございますので、何とかこの揺りかごから墓場までというような文教厚生常任委員会、大変な委員会でございますので、そういった停滞、迷走を繰り返さないように、皆様方の御協力を得まして、何とか行政展開を図っていきたくかように思っております。そういったことで、当面抱えておる問題の中で、学校問題、幼稚園問題等含めた中で、7月に研修に行くわけですが、きょうはそのことについて重点調査ということで、全般的な審議が、意見交換が済んだ後、2番目にそれを重点調査ということで、その次に国保税の決算見込みについてということ。これも非常に突然の話で、議員の皆様方には、また執行部の皆様方には大変すまないと思っておるわけでございますが、委員のほうから意見が出まして、非常に大切なことであるということで、きょう十分重点調査の中で意見を交換をした中で、執行部ともども市民のために何とかしたいとかように思っておるような次第でございますので、よろしく御協力のほどをお願いを申し上げます。

なお、久田次長さんですかちょっと欠席ということ承っておりますので、御報告をさせていただきます。

執行部。

○副市長(川野四朗) 議員の皆様方、御苦労さんでございます。議員の皆様方にありましては、きょうは朝から庁舎建設特別委員会、それから全員協議会、引き続いての文教厚生常任委員会ということでございますが、本当に御苦労さんでございます。先ほど委員長さんのほうからも、最近いいことがなかったけど2つあったというお話でした。

私もあんまり金環日食みたいな話は、ちょっと興味もなかったんですけど、当日あれを見ておりました、だんだん、だんだんと太陽が欠けてくるのをこう見ておりましたら、やっぱり動いてるわけなんで、もうやっぱり地球も太陽の周り、月も地球の周りを回りながら太陽の周り回るとんのかなというふうな思いをいたしまして、ちょっと疑問に感じたことあったんです。地球は、自転をしながら太陽の周りをずっと1年間かけて回ってくるわけですが、この地球も自転をしとるわけなんですけど、それじゃその自転をしてるのがああいふ欠けてくるとこのスピードというようになってくるわけなんですけど。それじゃ、地球はどれくらいのスピードで、この自転をしとるのかなというふうに思いました。24時間で一周してくるわけなんですけど、その24時間で一周するのがスピードがどれくらい何かなというふうな考え方を、ちょっと市長公室の皆さん方と話しとって調べてもらったら、秒速で400メートルぐらい、ぐらいでこう今、地球は動きよるわけです。自転をしとるわけです。その太陽の周りをこうずっと回ってる。秒速10万キロぐらいのスピードで、太陽の周りを回りながら秒速400メートルのスピードで地球は自転をしとる。我々この地球上におったら、そんなこと一切感じんと我々がとまっとって向こうが動きよるのかなというふうな思いをしてたんですけど、そういうふうな現実のようですので、考えてみましたら、我々もそんな考え方をするとこがあるんかなと思います。自分はもう間違いない正しいんだというふうなことばっかり思ってた、相手がおかしいんやというふうなことを思うことが多いんですけど、逆に考えたら自分が間違っとして向こうのほうが正しかったというのがあるんかなというのを少し反省もさせられた、あの金環日食でした。そういうものをちょっと考えながらあれ見ておったんですけど、非常にロマンチックでもあったんで、非常にもうこれで一生見ることはないんかなというふうな思いもいたしました。

きょうは、駄弁を弄しましたが、所管事務調査というふうなことでございますので、どうかよろしく御指導いただきますように、お願いを申し上げたいと思います。

○川上 命委員長            どうもありがとうございます。

それでは、きょうの議事次第についてちょっと説明を申し上げますと、御案内のとおり、まず最初に所管事務調査全般にわたって行いたいと思います。

そして終了後、その他及び執行部からの報告書を先にします。

そして終了後、重点調査ということで、次第にありますように1番、子どもの学習への支援について、認定こども園についてを調査します。

次に2番、国保税の決算見込みと平成24年度の国保税率についてを調査したいと思いますので、これに対して異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川上 命委員長           ありがとうございます。

なお、所管事務調査は全般において、本日の重点調査の関連への質疑は、後ほどに行いますので、できるだけ控えていただきたいと思います。

なお、きょうは時間的なある程度制約もあるので、懇親会を予定しておりますので、また御協力のほどよろしく申し上げます。

それでは、所管事務調査全般わたくし調査を始めます。質疑のある方、挙手をお願いいたします。

小島委員。

○小島 一委員           今、委員長が重点調査以外ということなんですが、これ外れてるかな、後期高齢者いうたら外れとるかな。

実は、先日、後期高齢者最初廃止ということで、民主党さんがしよったんが、提案の法案が当面存続というふうな形でちょっと報道というか見ておるんですけども、これについて何か情報を得ておりますか。

○川上 命委員長           川本保険課長。

○保険課長（川本眞須美）           後期高齢者の廃止についての法案でございますが、これにつきましては平成22年の12月20日だったかと思いますが、その高齢者の医療の関する協議がありまして、その取りまとめがありました。それでは、後期高齢者制度は2年後に廃止をいたしまして、県のほうに事業を移してその後、国民健康保険事業も県単位に移すということでしたが、その法案が提出される前に東日本大震災が起こりまして、法案が提出されませんでした。その後、税と社会保障の一体改革というものが出来まして、その中で今度、後期高齢者を見直すという形になってきたのですが、現在の状況では、全国の自治会がその都道府県に移すということは反対しておりますので、まだ、法案を出す段階でもございませんし、今、民主党が言っております法案についても、その後期高齢者の見直しについて検討する法案という形になっていると聞いております。

○川上 命委員長           小島委員。

○小島 一委員           非常にふらふらというか、行方が定まらない。それに対して、対応する都道府県、市町村も非常に頭を悩ましておる部分かなというふうに思うんですけども。見直しというふうな書き方してあるんですけども、その部分について各都道府県さん知事さん反対されとるんかな、権限というか、運営に加わるという部分について、結局運営に

加わるということは、負担がふえると。持ち出しがあるというふうなことやろうと思うんですけども。実質的にこれは決まれば、次年度からでも法案がとおればという話ですけども。そういうふうに移行するというふうな考え方でおるわけですかね。

○川上 命委員長 川本保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 国のほうの協議でございますので、はっきりとはわかりませんが、恐らく今の段階ではもう名前を変えるとか、そういうふうにしかなっていないのかなと思っております。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員 要するに、今までと変わらんまま何年かいくというふうな解釈をせなしゃあないというふうに思います。これはまだまだ、海のものとも山のものともわからん提出前の情報ですので、この辺で終わっておきます。

○川上 命委員長 よろしいか。ほかに。  
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 先月の委員会のときに太陽光の募集を月末から行うということで、あれから1カ月弱たつんですが、その市民の申し込み状況等、お願いいたします。

○川上 命委員長 高木生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 太陽光発電システム補助金につきましては、平成24年度の新規事業でございます。平成24年の4月1日からの募集ということになっておりましたけれども、県の要項また市の要項の精査もございましたので、4月27日から書類のほうの審査に入っております。ただいまの、書類の受け付けた件数が28件です。そして今、2件問い合わせございますので、合計30件となっております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 予算が400万円で通常4キロワットの施設ですから、大体50件ぐらい見込んでたと思うんですが、もう1カ月で半分ぐらい過ぎてますので、そうですね、いわゆるそのあわじ環境未来島構想等ですね、再生エネルギーの増やそうという

こともあるし、原子力発電の稼働の問題で計画停電とかありますよね。そうしますと太陽光発電というのが計画停電されたおうち、されたというかその地域に入ってるおちは電気が使えるわけですよ、当然ね。使えるんですよ。そうなりとやっぱり太陽光とも、普及というのこれからも進んで行くと思うんですね。南あわじ市においても。そうなりとまだわかりませんがね。その市民のそういう要望等かなり大きいと思うんですけども、その辺、どんなふうに見てますか、その申し込み状況から見て。

○川上 命委員長 高木生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 実は、5月17日までの受付ということで、28件あったわけなんですけれども、これは予想をはるかに上回る件数でございまして、ただいまの、これは承認申請と補助金の交付申請と段階的にあるんですけれども、承認申請で申請を受けた金額が28件で、215万8,000円となっております。それでその出力からいきますと、155.86キロワット。28件で155.8キロワット。平均しますと、5.57一戸あたりが5.57キロワットということになっております。

これからの動向からいきますと、今買い取り価格が42円というようなことで、これは電力会社からしたら、確かに高額な金額や思いますので、その買い取り価格が下落しない、大きく下落しない以上は、普及していくのでないかと考えております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 新規の補助事業で400万円計上して、こんなんでは足らんの違うかなと思っと思ったんですが、まだわかりませんが、ちょっとまだ市民の需要に出きるだけこたえるような、考え方で執行部のほうも考えていただきたいというふうに思います。その辺、副市長何かコメントありませんか。

○川上 命委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 申し込みの状況を見つつやっぱり今後、そういうエコ生活というのは、普及してくると思いますので、そういうものについては、できるだけ積極的に対応していきたいと思っております。

○川上 命委員長 よろしいですか。ほかに。  
蓮池委員。

○蓮池洋美委員 教育委員会のほうへ2点ほど。心配をしておった人形会館も大分姿が見えてきました。一番当初にあった、入札価格の中で事業をおさめるという話であったんですが、今の進捗状況で、請負金額の増があんのでないかなという心配もするわけなんです、そこらの点は、どないでしょうか。

○川上 命委員長 太田教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 今の御質問について、お答えいたします。請負金額とその後の進捗状況によって、金額がおさまってないのではないかなというふうなことであったかと思うんですが、その変更契約後の金額内におさめるということは、もう業者との約束でもありますし、そうした契約金額内におさめるようにやっていくということでございます。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 もう1点、今までに1回だけ、スポーツ団体の特に少年少女のスポーツ団体の指導者に対する、いわゆる奨励を兼ねて慰労という問題をこう提起してきたんですが、その少年少女のスポーツ育成にかかる指導者の思いを、市としてどのような位置づけをされてますか。ちょっと新しい教育長ができたんで、一遍所感をお伺いしたい。

○川上 命委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） まず、少年少女のスポーツの育成ということで、本当にこう関係する地域の中では、ボランティアで大変活躍いただいております。これについては、私も自分の子どもの小学校時代を思い出したら、やっぱり当時どこの小学校であっても子どもの数もまだまだ多かったもので、このスポーツ少年少女の育成というのは、本当に地域がかなり熱を上げた時代でございました。やっぱりそのような地域の雰囲気というのが、本当にこう指導者の皆さんにも伝わって、活発なこうあれがなされたんかなと思ってます。で、最近の状況を見ますとやっぱり、子どもの数が減ってきた中で、どうしても小学校区単位では、なかなか存続が厳しい。どちらか言いますと2つの学校あるいは3つの学校が集まるようなそうでないと、それぞれのクラブの運営というところに課題が出てきております。でも、いろいろ話を聞いておりますと、やっぱり保護者の方もできるだけ、子どもの思いというのをしっかりととらまえてですね。公益的なクラブというんですか、そういうことをされてます。この指導者に対する思いというのは本当にもう我々としましても、もうありがたいという言葉、感謝の言葉しかないんですけども、やっぱりそういう少年少

女のスポーツなんかにかかわった子どもというのは、やっぱりあいさつなんかもはっきりと、やっぱり礼儀も正しい。やっぱりそういう経験というのは本当に小さい時代に、身につけていただければもうこれは一番良いのかなと。これからもやはり、継続はぜひやっていただきたいし、できるだけ基本的な考えはボランティアという位置づけがよいのかなと、そうでないと、なかなか社会体育というんですか、地域上げて子どもたちを育てていただくような思いで、取り組んでいただければもう幸いかなと、このように思っています。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 そういう言葉を聞いて、安心をしました。ただどこかに、好きな者が好きなことを勝手にやっておると、いうふうな見方をされていないのかなという心配もあって聞いたんですが、去年、その指導者に対する思いを形であらわすために市として、何かをしてやってほしい。慰労を兼ねたもので、奨励を兼ねて慰労の場所を持って上げてほしいという思いを、何人か私も含めて何人かの議員で要請もしたことがあったんですが、形としてはいわゆる行政体がそういうふうな形をださんと、いわゆる体育協会に物事をゆだねて、体育協会が人寄せをしてやったという形で終わった。それが実に、残念であった。その行政としてのそういう形が表にあらわれてこない。ことしは、そういうことのないように、ぜひ取り組んでほしいという思いも以前に伝えたことあるんですが、そういう事柄については引き継ぎをいただいていますか。

○川上 命委員長 山見課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 先のこの委員会のほうでも蓮池委員さんより、そういった御指導いただきました。昨年度は、体育協会のほうと教育委員会、協力して体育協会のこういっては失礼なんですけども、経費の中でできないかというふうな話を私のほうから、体育協会に相談させていただきましたが、結局はかないませんでした。その後、蓮池委員さんよりそういった御意見・御指導をいただいたわけなんですけども、今年度の予算には、教育委員会として、反映はされておられません。こういった慰労の形何がいいのか方法論はあろうかと思うんですけども、集まってやるとやはり食事こういった中で、それが現、費用の捻出等で、妥当なものか、こういったことも考えないといけないんですけども、担当課としても、蓮池委員のお気持ち当然ながら先ほども教育長から申しました、やはりそういった少年少女のスポーツの指導者このいわゆる奉仕の精神、ボランティア精神これは本当にもう感謝しているところで、私たちとしてもこのやっぱり慰労の部分は行いたいという思いはあるんですけども、その弊害もある中で、今後このあたり何がいいのか、模索はしたいと思っております。毎年、スポーツ功労賞このあたりでは、何年かそう

いった指導者として奉仕いただいた方には、表彰対象として表彰させていただいてると、このあたりではおさまってるわけなんです。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 その二本立てをしっかりと考えとってほしいと思う。ただその私らの思いとしては、そういう人を見ておって、必ずそういう人たちは、対価を求めておらんの。ほんまにボランティアでやってくれよる。その事柄に対して、いわゆる今、課長が言うように食糧費の問題でひっかかるわけや。そやさかいその食糧費としての見方をもちよっと考えてほしいと思う。で、理解を示していただいて、その高い会場、高い経費は要らんですわ。もっと安価なものでええわけや、その気持ちが通じる相手に対して、その形として通じるようなことをしてほしい。

それともう1点つけ加えたいんは、スポーツ、体育に対する指導者のそういうふうな場所はあんねんけども、文化活動でやられておるそういう指導者に対して、そういうふうな機会が設けておられますか。

○川上 命委員長 山見課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 同じく文化活動への、いわゆる指導者への感謝のそういった場は、現在ございません。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 そやから、そのスポーツや体育だけでないんよ。やっぱりその文化活動を通じて、子どもの学校で教えてくれへんような事柄について、教えていただきよる場面もたくさんあるわけ。それを加えて、一緒にそういうふうな場所をぜひともつくってあげてほしい。これも要望だけしておいて、終わります。

○川上 命委員長 よろしいですか。ほかに。  
登里委員。

○登里伸一委員 生活環境にかかることについてお尋ねします。湊の港湾に土砂を陸揚げしておりますね。それを、津井のほうに運んで埋めておるんですけども、そのことについて何かお聞きしておりますか。

○川上 命委員長 高木生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 場所が間違っていなかったらと思うんですけど、十年以上前に、粘土、かわらの材料となる粘土の土を取って、今までに至ってだんだん埋めておるといような情報は入っております。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 その昔の話ではなくて、ここ何カ月で大分陸揚げして、運搬をしておるとい状況が、地元から苦情がきておるんですが、生活環境に関することは、このダンブ、トラックのこの回数が非常にまあいうたら短いぐらいの、短いというのは時間的に、通る回数が多いということですね。それで、なかなか横道から県道に出るのが大変なぐらいの状況であるという、そのようなことは聞きましたですか。

○川上 命委員長 高木生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） これは前年度に、相談を受けておりました。それで、ほとんど埋め戻しというのが完了しておったような状況でございました。そして、事情を聞いたら後のり面の補整と、あとそれにかかわる残土の処分をしたいといようなことで、現場を見て来たらもう小段が随分できておりましたので、小段をそれぞれ見ますと千平米未満であったので、条例に抵触しないのかなど。それとまた県のほうにも相談したところ、一つの特定制現場が千平米未満であれば該当しないということと、あともう3月末までに全部仕上がるといようなことでございましたので、古くから始めておる工事やから、もう早くしまいをして終わってくださいという指導はさせていただきました。ところがまた、4月から運搬が始まったということをお伺いしましたので、もう一度事業計画を挙げていただくように、これは県とともどもに指導したところでございます。これは4月から5月に入っていることでございます。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 まさにその4月からの話なんですが、非常に回数が多くて危険だといのが地元から上がってきておまして、今、許可の面積も一万平米以下やったら県のほうですけども一千平米ぐらいだったら、市の許可なんでね。ですから、よくやはり調べていただいて、もうできればその回数の頻度も、学校行きもおることですから、ぜひしていただきたいなと思うところでございます。

以上です。

○川上 命委員長 高木生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） この件につきましては、5月連休明け早々に業者とあとコンサルタントと一緒に県民局のほうに行きまして、しっかりした事業が完了できるように、届けなり許可申請を出してくれるように、指導したところでございます。そういうことで、一たんいうか、2回ほど工事はとまっておるものと考えておりまして、次、申請書の提出までは事業の継続は認めませんよということをはっきり申し上げたところでございます。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 よくわかりました。近々のその運搬のときを見計らって私自身が行って監視したいなという気持ちもあつたんですが、なかなかこのごろ通らないので、課長のおっしゃるとおりだなと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○川上 命委員長 森上委員。

○森上祐治委員 学校現場の特別支援学級の指導について、若干お伺ひしたいと思ひます。まず、南あわじ市内の小中学校で現在特別支援学級というのは、何学級ございますか。

○川上 命委員長 安田学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 現在、特別支援学級は小学校で28学級、中学校で10学級でございます。

○川上 命委員長 森上委員。

○森上祐治委員 小中学校で38学級。最低38名の先生方が、日常的に御指導されておるといふことでございます。ふだんテレビ、マスコミ等でも、全国的にいつてもやっぱりその障害児学級、いわゆる現在のその特別支援学級での教師と子どもの問題。これ特別支援学級でもほぼ100%ですね、教師の指導の内容、あり方について問題がちよくちよくと発生しております。私自身、南あわじ市は現在、そういうの最近はまだ聞いてないん

ですが、38名の先生方が頑張ってもらってる特別支援学級でも、こういういろんなそのトラブルが発生する余地があると。

まず、学校教育課長にお伺いしたいんですけども、この特別支援学級の学校教育における位置づけというのはどのようにとらえていらっしゃいますか。

○川上 命委員長 安田学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 特別支援学級の指導につきましては、学校の教育活動の中で非常に重要な部分を占めると。今、単学級という学校が多い中、1年生から6年生まで、6学級。それから特別支援学級が3学級ある学校もございます。非常に学校の中で、重要な部分を占めているというように考えております。

○川上 命委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、課長、重要な位置を占めておると言葉では言いやすいんですけども、全国的に見たらいろんなその問題が特別支援学級から発生してきていると、いうことを見てたらですね、やはりその学校の校長が学級担任等を決める段階で、どういう位置づけをしてるんかというふうに私は、若干、市内ではないですが全国的に見たら校長のですね、見方、特別支援学級に対する見方に若干のこう疑問を感じるわけではありますが、私の経験からしても、10数年前でしたか、この南あわじ市内学校いいことですから、学校を申し上げます。広田小学校、10数年前ですね、3学級当時は障害児学級、つくられたことあるんですよ。情緒障害それから肢体不自由と、とにかく3つあり3人の先生方が配置されるという情報を聞きました。私は非常にある意味で関心を持ちました。私、郡外で校長をしてたときなんですがね。その学校の校長先生は、どんな教員を障害学級に配置するんかと。私は非常に興味を持つとったんですが、ふたを開けてみるとですね、びっくりする、びっくりするというのは語弊がありますが、私が3人ともよく存じ上げている先生でした。年齢もその40前後のばりばりの一番働き盛りの先生方を3人配置してたんですよ。私はびっくりしまして、後日、校長先生のところに行ってね、その意図をお伺いしました。その校長は、胸張って申しましたよ。やっぱり障害児学級は学校の核、中心的なその核であると。まず、第一先般の先生方を私は、配置しましたと。それを聞いて私はその校長を非常に尊敬を申し上げたんですが、やっぱり南あわじ市はそういう体制であるんですけども、最近その辺のたがが外れてくるような動きはあるんでないかと若干、私も思ってるところもございます。現場の後輩の校長さん見よったら。だから、その辺も学校教育課長のほうからですね、あるいは教育長のほうからも、この障害児学級、特別支援学級に対する指導についてですね、校長先生筆頭に認識をきっちりもっていただいて、充実した教育を

やってもらいたいということで、お願いしたいと思います。

2点目なのですが、これも過日、私、島外の中学校に10時半ぐらいにお伺いしたんです。そしたらそのときに、玄関に、ちょうど授業中でしたよ、学生服着た男の子が携帯電話を持ってちょろちょろしとんですよ。これはちょっとやばいん違うかなと思って、横を通り過ぎてぱっと奥の玄関見たら、玄関の上りかまちのところに今度はもう一人の男の子がひっくり返ってこう携帯をこれもさわっとるんです。私、通りすがりに「おはようございます」と言うたら、彼が立つとる子がですね「おはようございます」と元気にあいさつしてきた。ほんで「下駄箱どっちですか」というたら、「こちらです」というて非常に丁寧にですね、腰を低くしてこっちを指してくれたんですよ。「あっそ、ほな、おおきに」というてわたったら「お気をつけて」とまた言うてくれたんですよ。どないなっとんのかな。それは非常にある意味で礼儀正しい対応ができる男の子だったんですが、授業中に外に出てるんですからね、これはやっぱり問題児だと思うんですが、そういう今の中学生の子どもの学校内での動きについては、その辺のことだったら別に驚くに当たらないと思うんですが、やっぱりその辺もちょっと今の学校現場の認識をお伺いしたいんですけども。やっぱりその辺、授業に入らない子どもに対する指導については、頑張ってるんですよ。課長、どないですか。

○川上 命委員長 安田学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 中学校において、ほとんどの学校でその授業に入らないという生徒は、ほぼおりませんが、一部そういう生徒がいる学校もございますが、あいてる教師、授業でない教師ですね、そういう者が対応をしております。

○川上 命委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ということは、その私がお会いした二人の中学1年生ないし2年生わかりませんが、生徒については、その学校の先生方がそういう動きは把握してない状態で外で動いとるとのことなんかな。

○川上 命委員長 安田学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） それはちょっと、わかりません。

○川上 命委員長 森上委員。

○森上祐治委員       やはり私は中学校の経験はないんですけどね、やっぱり子どもというのは、大人を見ながら自分の行動の幅を決めていく習性がありますんで、どの学校でもそうやと思うんですよね。ここまでだったら許されたら、次のステップを行こうという、伸びようとする子どもですからね。そういうことがありますんで、やはりそういう目の小さいうちにびしっと絶つということが、学校の教育の基本ではないかと思えますんで、その辺は島内で中学校の実態まだそういう学校もあるということなんです。市内でもそういうことがないように、よろしくお願ひしたいと思えます。

3点目なんですけど、最近テレビでね、NHKのテレビずっと見てましたら、女性問題をよう扱ってますよね。Eテレです。私何回か見たんは、一つはシングルマザーをテーマにした1時間もののテレビありました。シングルマザーは全国で108万人いて、平均年収は、いわゆるワーキングプアと言われる、年収200万円以下といわれる人たちの平均とほぼ匹敵するような厳しい生活をしているということ。いい面は、そういうシングルマザーの人たちが一緒に共同生活するような施設もできつつあって、協同で子育てをしているというような、明るいニュースも放映されておりました。積極的な面も多分こうあるというって放送だったんですけど。もう一つはその女性の貧困というテレビもありました。これも非常に厳しい内容でありました。今、日本の中で、その派遣、非正規雇用とか派遣労働とか、言われる中でその下にいるのがやっぱり女性やという位置づけでしたけどね。今、お聞きしたいのは、南あわじ市のそういうシングルマザーの、実態とかいう、あるいはその就労形態とかですね。そういうを福祉課なり福祉部なりどこか市民生活課なりどこかですね、どのように若干なりとも把握されてるんかなど。私、関心持ってるのまた、そういうの教えていただけたら、これから聞きに行つて勉強したいと思えますので。

○川上 命委員長       答弁。鍵山福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子）       南あわじ市で平成24年の4月1日現在で、母子家庭は18,680世帯中、450世帯が母子世帯です。それで、児童扶養手当、母子、父または母の一人親に対する手当なんですけども、それは平成24年3月末現在で全部支給の方が423件と支給停止の方が27人ということで、受給者が423件と所得があるために支給停止になってる方が27件おります。それで、やはり全部支給、満額支給の方がもう大半で、おっしゃるとおり所得がない、少ない方が多く、それと母子家庭も、低年齢、年齢も20歳ぐらいの人が多くなって、結婚してすぐに離婚してする方が多いので、人数のほう所得にしても少なくなっており、そこのまた家に帰って、母子のそのまた父母の祖父母に扶養されている方とかが多いような現状です。それで、母子の方につきまして、母子世帯でもいろいろ活用できるようなものがあります。やっぱり自立もしていただかないといけないので、手当だけでなしに、手当は児童扶養手当と子ども手当とあるんですけども。

あと、自立の面でいきますと、日常生活支援事業の中で資格を取っていただくということで、高等技能の促進事業であったりとか、自立支援教育の寄附の事業があります。これは看護師とか、介護福祉士とかそういう高度な資格を取って自立していただくので、件数にしたらもうその内の4件とかいうレベルでございます。貸し付けの制度とかもあって、利息につきましては無利子とかで、県のほうで貸し付けをしておりますので、それを利用して子どもさんを、高校に行ったりとか、大学に行ったりするような女性も、貸付制度もございます。いろんな面で、自立に向けて制度が母子世帯についてはあるところですけども、まだまだそのさっきおっしゃったように、ワーキングプアですか、200万円以下という方が多いのが現状です。

○川上 命委員長        森上委員。

○森上祐治委員        私の知り合いの女の子、もちろんもうお母さんなんですけどね。年齢的には私らの娘と同世代の子どもなんですけども、そういう非常に厳しい生活をしていると。ただ今、課長がおっしゃったように、この南あわじ市の子ども、そういう人たちは平均してやっぱり近くに、同じ市内に親御さんがいらっしゃるといような、バックに頼れる可能性のある人が少なからずいるということは、ある意味で救いであるし、その辺甘えるところもあるんですけども、都市部のほうは全く孤立状態で非常に厳しい状況に追い込まれているということで、今、課長がさすがやっぱり女性の課長でありまして、よう私が想定していた以上にぱっと、具体的な答弁していただいたので、ありがたかったんですけど一遍にどっと言われましたので、私十分咀嚼できていませんので、また勉強してですね、教えていただいて、もう少し整理して場合によってはまた一般質問と機会あったら、投げかけていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで、終わります。答弁結構です。

○川上 命委員長        ほかに。

暫時休憩をいたします。2時半より行います。再開します。

(休憩 午後 2時20分)

(再開 午後 2時30分)

○川上 命委員長        再開をさせていただきます。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 小学校のコンピューターの導入事業について。21年度からずっと債務負担行為で続いておりまして、近年もコンピューター事情も変わってきておりますが、その教育委員会として、その学校の導入の状況と、今後どないするのか、その辺のことちょっとお願いしたいと思います。

○川上 命委員長 片山教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 21年に、大規模な導入を行いまして、それから大分たつんですが、今後は、あのときはコンピューター等その関連機器の購入ということで、そのコンピューターの更新の時期がやってくるわけでございますが、その折には、また再更新で購入するのか、また借りて利用するのかというところで、検討する必要があると思います。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 電子黒板の導入状況について、以前にも委員会で何か報告を伺ったと思うんですけども、電子黒板、各小学校への導入の状況なんか把握してますか。

○川上 命委員長 片山教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 電子黒板と同等の機能のものを、各学校に入れてございます。黒板にセンサーを張りつけまして、それと投影機、コンピューター等を接続しまして、利用するようなものを導入しております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 これは、そのいわゆる導入事業費1億3,000万円とは、電子黒板の場合ちょっと違うんですかね。一緒ですか。同じ事業の中でいけるんですか。

○川上 命委員長 片山教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 全体の事業の中で電子黒板も入れてございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長        タブレット端末が普及してきておまして、ある学校では、まあ報道ですよ。導入したとかいうようなことが報道されてます。その今後タブレット端末が、普及してくると思うんです。その教育上でも非常に有効かなと思うんですが、その辺は何か南あわじ市の教育委員会では、何か話題に上がったりはしてませんか。

○川上 命委員長        安田学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富）        昨年度、教育委員の淡路全体でしたけれども、視察がございまして、伊丹のほうでそういうタブレット端末を使った授業等をしているええところがありました。淡路島内でも導入を考えている市もあるようでございます。南あわじ市も当然、そういう流れといいますかに乗らして、やはりそれに対応する情報担当といえますか、支援する職員であるとか、そういうものも必要になってきます。機器に異常が授業中に出た場合、なかなかそれぞれの教職員それだけの技術を持ち合わせてない場合もございまして、そういうこともあわせて考えていかなければいけませんし、まだそれに対応したいろんな教材、ソフト等も開発途上かと思っておりますので、そういうことも考えながら、今後そういうふうな方向にはいくのではないかと思います、まだ実際現実的に何かそれを進めているという状況ではございません。

○川上 命委員長        久米副委員長。

○久米啓右副委員長        わかりました。恐らく導入しとるところは、そういうところに特化した、いわゆる担当者とかそういうのを入れておるかと思っております。いきなり全域に導入していくというのも、非常に難しいかなと思っております。その辺状況見ながらということで、されるかと思っております。

これに関しては以上です。終わります。

○川上 命委員長        ほかに。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長        あと、計画停電が関西広域連合で容認するというようなことがありましたが、その自宅で生命維持装置をつけて、療養してる方とかいうそういう把握はこの委員会のどこの課でされてるんですかね。それ所管かどうかということもわかれへんので。

○川上 命委員長        副市長。

○副市長（川野四朗） 過日、関西電力の洲本営業所の所長さんがやってまいりまして、南あわじ市にも15%の節電をお願いをしたいという話は参りました。そのときにその計画停電はどうかという話を聞きましたら、まだそこまで話は決まっておられませんというふうなことで、できるだけ、そういうことがないように今後、関電のほうでも検討していきたいというふうにも言っておりましたので、まだ現実のものでもないとは思いますが、ただこちらのほうからお聞きをしたんですが、今回の節電というような形になって、それが、大きな企業の営業活動に何か支障がございますかと。そういう企業はあるんですかというお話を、こちらのほうからさせていただきましたが、淡路で一番大きな企業、ここあたりはかなり危機感を持っておるという話でございましたが、まだそれで影響が出るようなことがないだろうと、予測はしておりますというようなお話でしたが、そこらあたりはやっぱり市のほうも今後、状況を踏まえていかなければいけないかなと。そういうことで、また雇用情勢が悪い上になおかつ、また一層の雇用情勢の悪化を来すということになったら大変でございますので、我々もそういうとこまで踏まえて、今後の動きに注視していきたいと思っております。そのとき久米委員さんは、よく御存じかもわかりませんが、淡路の電気はほとんど四国電力ではないんですかというお話を聞きましたら、3分の2は四国電力のほうから来ておりますと。洲本市と南あわじ市は、四国電力からのものですと。ただそういう節電のものにつきましては、南あわじ市も洲本市もやっぱり淡路全体として、やっぱり15%取り組んでほしいというようなお話でもございました。緊急なときには、そういうことにはならないだろうというふうなことでございましたが、今後も我々も節電をすることが、節約にも通じてまいりますので、できるだけ申し出のとおり市民の皆さん方と一緒にやっていきたいと思っております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 計画停電についてはそのような説明かと思いますが、その所管としては、やはりちょっと事前に把握をしておく必要がある例えばそういう患者さんがおられないか。それはこちら。

○川上 命委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 庁内の節電の担当は、管財課でやっております。あと、市民向けのそういうような緊急時の対応というものは決めておりませんが、早急に決めて、担当すべきところを決めておきたいと思っております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 計画停電、ないことを望みますけど、万一のときのための調査は事前をお願いしておきたいと思います。終わります。

○川上 命委員長 ほかに、ございませんか。

ございませんか。質疑がございませんので、質疑を終結します。

次に、その他に入りますが、山見課長から申し出の体育協会の件についてひとつ。

山見課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 失礼いたします。先の当委員会のほうで、御質問いただきました、体育協会のいわゆる組織、各小学校区単位の地区からの2名ずつの地区役員さん、この選出の状況はどうかというふうな中で、現在、広田地区のほうで2名の役員さんまだ選出がなされておられません。現体育協会の本部の役員さんも力を入れながら、公民館また自治会の御協力を得ながらという中で、まだ調整中でございます。早急に人選のほうをできるように、こちらとしてもバックアップしていきたいと考えております。御報告させていただきます。

○川上 命委員長 よろしいですか。このことについて。御報告ですから。

ほかに。その他。

太田次長。

○教育部次長（太田孝次） お手元に、工程表、人形会館の工程表を配らせていただきました。このことについて、若干、報告したいと思います。

この工程表につきましては、5月22日現在、5月23日に作成をしております。午前中も現場のほうへ行ってきたわけなんですけど、現在の状況は、大体50人程度作業員さんが出ておりました。そして、もう既に御承知のとおり、足場の解体、屋根工事等も済んでおります。そしてまた、この工程表を見ますと、先月の工程表にくらべますと、部門において、多少のこぼこがあったわけなんですけど、今回どの部門においても工程どおり、進捗しているというような状況でございます。現在、舞台工事、内装工事をしておるところであります。進捗状況につきましては、そうした内容でございます。

そしてまた、今後、完成後の計画について、若干おつなぎをしたいと思います。詳細につきましては、まだ今後詰めていかなければいけないという面があるわけなんですけど、7月の6日に引き渡しということで、7月の30日には、柿落とし、そして、8月の8日には、一般入場者を入れたグラウンドオープンということになっております。そして、8月の

1日から5日を内覧会ということで、地元の人、そしてまた旅行社とか、新聞社とかそうした人を対象にした、内覧会を実施をしたいというふうに思っております。それで、今後、御承知のとおり、人形会館を開設にあたって、新館準備室を4月に設置をしております。隣のジョイポートとも連携を図りながら、淡路人形を売り出そうということで、営業活動をしているところであります。

そして、予定といたしまして、6月の1日から7月の30日までの間を前売りセット券の販売計画というものを立てております。具体的には、販売方法とかそうしたものについては、もう早急に決定をしていかなければいけないんですけれども、一応、販売金額につきましては、3,500円淡路人形の鑑賞と、そしてクルーズということで3,500円のところ2,800円ということで、2割引きということになっております。有効期限につきましては、来年の8月7日、一年間を予定をいたしております。販売数量につきまして、約一万というような感じでございます。そしてまた、特別セット券の販売ということで、これにつきましては、1割引きということで、販売を予定をいたしております。9月の1日から、来年の3月31日を販売期間と定めて、販売をしていこうかというふうな段取りでやっております。個々、具体的にはまだまだ詰めていかなければいけないんですが、今後、淡路人形浄瑠璃の宣伝ということで、いろいろと皆様方には御協力をお願いするかと思っておりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上、報告にかえさせていただきます。

○川上 命委員長       ただいま、人形会館の竣工からずっと後々の工程を発表されたわけですが、これに対して何かございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員       ちょっと24年度の予算書持ってませんのでわかりませんが、この引越し用の予算をとっとるんですか。

○川上 命委員長       太田次長。

○教育部次長（太田孝次）       24年度の予算につきましては、人形協会のほうで既に御承認をいただいて、そうした予算も盛り込んでおるところであります。

○川上 命委員長       ほかに。

なければこれで。

その他はもうこれで、ございませんので打ち切ります。

それでは、執行部からの報告事項がありましたらお願ひいたします。

高木環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 失礼いたします。先日より新聞、テレビで震災瓦れきの報道がされております。南あわじ市につきましては、何かこう受け入れ反対の1番先か2番目に上がってきとるような状況でございますけれども、私どもの受け入れができないと申し上げたのは、あいにく、やまなみ苑の工事が既にこの9月か10月から予定しておりますので、ここ2年、3年は処理施設の能力が足りないということで、お断りいたしました次第でございます。ただその震災瓦れきが安全であるという確証を前提に、やはり行政機関として助けあわなければならない。そのような責任を感じておりますので、誤解のないように御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○川上 命委員長 ありがとうございます。

質問、蓮池委員。

○蓮池洋美委員 今、言うた意味はどういうこと。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 私ども委員会等で、2回発言する機会がございました。まず、23年の9月でございます。このときにつきましては、まず安全の確証ができてないので、極めて難しいという答弁でございました。そして、年が明けまして、12月末から1月にかけて、受け入れする能力がございませんということで、報告させてもらった次第であります。

それで、安全という確証と皆様方の御理解があれば、行政機関としては、心情的に受け入れるというようなことも検討しなければいけないというように考えておる次第でございます。

○川上 命委員長 わかりましたか。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 いや、その安全やいうことでなしに、もうさばくろころがもう目いっぱいなんで、一つも受け入れられへんという報告やったと思てんけど。安全や言いよった。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） いえ、安全というのは、いまだに確認もできておりませんけれど、ただ、やまなみ苑の工事で施設として受け入れできないというような、意味で報告したところ、どうもその勘違いして、もう全く反対と受けておられる方もおいでだと、お伺いしておりますので、ほんとに皆さんが安全で御理解がいただければというようなことで申し上げております。

○川上 命委員長 暫時、休憩。

（休憩 午後 2時47分）

（再開 午後 2時50分）

○川上 命委員長 それでは、再開をいたします。

報告事項、ほかにございませんか。

なければ、暫時休憩をいたしまして、次に重点調査をしますので、えらい失礼ですけど、関係でない担当の方は、席を外してもらってもよろしいですか。

（休憩 午後 2時51分）

（再開 午後 2時53分）

○川上 命委員長 それでは、再開をいたします。

始めの議事的时候にお約束のとおり、1番の子どもの学習への支援についてと認定こども園についてを行います。健康福祉部、全部資料配りましたね。

それでは、よろしく説明をまず、お願いいたします。

福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 失礼します。認定こども園の資料を配らせていただいています。

それでは、認定こども園について説明をいたします。

認定こども園ですけども、まず、幼稚園は3歳から就学前の子どもに、幼稚園教育要領に基づいて幼児教育を実施し、また、保育所は零歳から就学前の子どもに保育指針に基づいて、保育を実施しています。

近年、幼稚園と保育所につきましては、保護者の就労の有無で利用する施設が限定されてしまうこと。少子化が進む中、幼稚園と保育所が地域に別々に設置されていると、子ど

もの育ちにとって大切な子どもの集団が小規模化し、必要な規模の集団が確保されにくいこと。また、運営も非効率です。

そして、都市部では保育所待機児童が2万人以上存在する一方で、地方によっては少子化による定員が削減されています。また、幼稚園の利用者は10年で10万人以上の児童が減少しております。

そして、子育てに不安や負担の多い専業主婦家庭の支援が大幅に不足しております。

これらの課題が指摘されており、制度の枠組みを越えた柔軟な対応が求められているところです。このような環境の変化を受けて、幼稚園と保育所のよいところを生かしながら、その両方の役割を果たすことができるよう、新しい仕組みをつくろうという観点から、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律が、平成18年の10月1日に制定され、この法律に基づき就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢である認定こども園という制度ができました。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。

1ページをごらんください。

認定こども園制度の概要についてですが、認定こども園は、幼稚園、保育所に2つの機能を備える施設を都道府県知事が「認定こども園」として認定します。

一つ目は、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能。保護者が働いている・いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に実施します。

二つ目は、地域における子育て支援を行う機能。すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供を実施する二つの機能を備えたのが、認定こども園です。

そして、認定こども園は保護者が働いている・いないにかかわらず利用が可能で、集団活動や異なった年齢の交流に大切な子ども集団を保ち、健やかな育ちを支援します。そして、待機児童を解消するため、既存の幼稚園などを活用し、充実した地域子育て支援事業で、子育て家庭を支援するもので、幼稚園の教育要領と保育所保育指針の目標が達せられるよう教育と保育を提供します。そして施設の利用開始年齢の違いや利用時間の長所短所の違いなどの事情に配慮しております。

認定こども園としての一体的運用の観点から、教育・保育の全体的計画を編成しており、小学校教育への円滑な接続に配慮しながら、教育・保育の充実を図るものです。そして、認定こども園は地域の実情に応じて、4つのタイプがあります。

幼保連携型、これは認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプです。

幼稚園型、認可保育園が保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて、認定こども園としての機能を果たすタイプです。

保育所型、認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園

的な機能を備えることで、認定こども園としての機能を果たすタイプです。

地方裁量型、兵庫県では地方裁量型と言わず、特定認可外保育施設型と申しております。地方裁量型は、幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育保育施設が認定こども園として必要な機能を果たすタイプとなっております。

2ページをごらんください。

2ページには、認定こども園の利用手続と利用料が、記載されております。これは、学校法人と社会福祉法人の場合を想定しておりますので、公立の場合は、市町村ということになります。それで、利用の手続については、保育所は現在は市町村のほうに申し込みして、市町村が決定。幼稚園は、利用希望者が幼稚園のほうに申し込みして契約ということになっております。先ほど申したように、南あわじ市では公立の幼稚園と私立の幼稚園が1カ所あるんですけども、私立のほうは、この下のほうの利用希望者が幼稚園に申し込みして、幼稚園と契約してることになっております。

認定こども園になれば、すべて利用希望者が認定こども園に申し込みして、契約をするということになってます。そして、幼稚園と保育所の利用料なんですけども、利用料につきましては、保育所は市町村が、市町村内の保育所につき一律に利用料を設定し、徴収してあります。これは、民間も公立も同じように設定し徴収してあります。そして、幼稚園は施設が利用料を設定し徴収していますが、認定こども園の利用料になれば、施設が利用料を設定し徴収するということになってあります。

低所得者などの利用が排除されないように、市町村には改善命令をすることができます。

3ページをお開きください。

3ページについては、幼保連携型の認定こども園モデルとなっております。

認定こども園では、幼稚園の部の3歳から5歳では長時間保育と短時間保育に分かれており、保育所であるゼロ歳から2歳児のところでは、早朝保育から、これは6時からの延長保育とつながって7時半から7時までとなっております。この表でいきましたら、ゼロ歳から2歳児までと、幼稚園の長時間の利用者と短時間の利用者ということになってますが、幼稚園の部でいきますと共通の利用時間があって、2時から降園とそれと最後の7時までの預かり保育ということになっておるところです。

そして、4ページから12ページまでの認定基準ですけども、これは兵庫県の条例と国の設備の運営基準からなっております。職員の配置、施設の面積については、幼稚園・保育所それぞれ合致したものを示していますので、ここでは主な部分について述べさせていただきます。

6ページをお開きください。

6ページについては、職員の資格というところなんです。幼稚園は3歳、5歳児で幼稚園教諭の免許がいるということになっております。保育所は当然ゼロから5歳児なので、保育所で保育士資格となっておりますが、認定こども園になるとゼロ歳から2歳児までは保育

士資格、3歳児から5歳児までは学級担任と長時間保育の双方行うことになるため、両方の資格の併有が望ましいということですが、学級担任は幼稚園の教諭ということになります。

続いて8ページをお開きください。

8ページについては、施設設備ということで調理室のところが載っております。幼稚園の場合は、調理室の設置は規定はしておりません。保育所は必置となっておりますが、認定こども園となると自園方式になりますので、調理室は必ず設けなければならないとなっております。それで、3歳以上につきましては委託も可能で、例えば給食センターからの搬入によって、保育所のほうで配ぜんとか熱を加えるなどして、提供するということになってますけども、3歳未満児については保育所で調理をして、提供するということになってます。しかしながら、幼保連携型、保育所型以外の3歳未満児の分について、幼稚園型などにつきましては、特例も設けておまして、次の5つのことを満たして、加熱、保存などの調理機能を有する設備を設けることで、給食の外部搬入も認めております。

先日の説明会があったんですけども、すべての調理室の機能を満たすのでなくて、3歳児未満の分については、電子レンジとか、簡単な調理器具とかを置いて搬入するというのも、幼稚園型では認めるということ聞いております。

11ページをお開きください。

認定こども園については、一体的に保育をするだけでなしに、先に申しましたように地域における子育て支援という機能を付加させます。子育てに不安や負担の多い専業主婦家庭の支援が大幅に不足しているということで、地域の子ども及びその保護者が相互の交流の場を開設することにより、保護者からの相談に応じたり、必要な援助を行う事業を行ったりします。それと、保育等についての情報交換や行う援助を援助事業と申します。家庭において保育されることが一時的に困難となった子どもの保育を行う事業、一時保育が該当されるかと思えます。地域で全体で子育てをしようというようなことを、認定こども園の機能に付加をさせて行わなければなりません。

最後に、認定こども園の認定件数ですが、13ページをお開きください。

平成24年の4月1日現在で、全国の認定件数は911件となっております。兵庫県は、72件で、東京都の74件に続いて、全国2位となっております。

今年度は、もう少し増やして90件ぐらいを目標にしていると聞いております。

現在、それと国会で子ども子育てシステム関係法案が審議中ですけども、法案が可決され、子ども子育て新システムが本格実施のときは、認定こども園は廃止される予定ですが、それまで認定を受けている認定こども園については、新たに創設される総合こども園の移行に特例が設けられる予定となっております。

以上です。

○川上 命委員長        子どもの学習への支援については、何か説明がありますか。  
何か説明、前もって審議する前に。  
学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富）        特に資料等はございません。

○川上 命委員長        それでは、今、認定こども園について御説明いただいて、子どもの  
学習への支援については特に説明がないということでございますので、ひとつ御意見等ま  
た、これらの件についてひとつよろしくお願いたします。  
御意見がありましたら。  
登里委員。

○登里伸一委員        これから何十年かしたら、半分に人口なるというのが、子どもも減っ  
ていくということですね。それで、今のこの認定こども園の方向に進むのがいいのか、そ  
れとも今の状況が続けたらいいか、その辺の所見をお聞きしたいと思いますが。

○川上 命委員長        鍵山福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子）        私は今、福祉課でございますけども、福祉課のほうでは保育  
所が今、灘は休園してるんで私立を含めて16園あります。それで、今、保育所ではこの  
認定こども園のようなことをしているのが現状です。朝も市保育所ですと、朝7時から晩  
7時まで見ておりますし、ほかは8時から6時まで保育しております。でも、希望したお  
子様については、今、待機児童もない状態ですので、どこかの保育所には入所できるとい  
う状態になっております。ですので、今、認定こども園のようになってますので、先ほど  
申しましたように子ども子育て新システムが、今の法案が通って消費税が10%になっ  
てというスケジュールでいって、仮に平成27年に10%がきっちり決まれば、27年度  
からは、総合こども園、認定こども園と同等のことをするんですけども、そういうふう  
になりますので、今すぐ保育所のほうでは、急がなくてもいいのかなとは思いますが。

○川上 命委員長        蓮池委員。

○蓮池洋美委員        今のと連携するんですが、行政として市として、その方向に行こうと  
するのか、あるいは、その子どもさんの保護者の方がそういうふうな意向にあるのか、そ  
こらの今の現況をちょっとお聞きしたい。

○川上 命委員長 鍵山福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 先ほど申したように、福祉課、福祉の面なんですけども、保育に欠ける保護者が就労をしている方については、法令上その児童福祉法の中で、すべての受け入れはできてるんですけども、どうしても保育に欠けないというようなお子さんについては、やはり認定こども園のような受け入れられるようなことがあればいいんですけども、先ほど申しましたように、待機児童もない中ですべて申し込みしてる人は受け入れられてる状況ですので、その平成27年の福祉、子ども子育て新システムが本格的に実施されるようになるまでは、保育所としてはそのままでもいいのかなとは思いますが。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 物すごくこの施設については、複雑なんやな。そやから、要は今からそういう対象者が減ってくる可能性がある。もう地区以外のところへ、垣根取っ払って行きたいところへ行かす。受け入れする。そういうことにしていきゃ、保育園は保育園で、運営していける。幼稚園は幼稚園でできる。それは一つの枠の中で、教育と保育ということになってくるとなかなか大変にやりづらいところが出てくるように思うし、行政体として、今後そのように進めて行きたいと思うのか、今の国の消費税の問題と同じように、やっていきたいのと、やられるほうの思いとは、違う方向に行くそういう心配すんねんけど。行政として、南あわじ市の行政として、将来このこども園みたいな方向性に行かざるを得んのか。あるいは今、そういうふうな市民の中でそういうニーズがあって、こども園にしてほしいというのと、大分違うと思うんよな。そやから見通しについて、今の話を聞きよったら、それほど必要性があるというふうに思えへんねんけど。どこか、その通える枠をはずした、その保育所でいけるし、幼稚園でいけるしということで、そない急いだ話でもないんかなと思ったりした。

○川上 命委員長 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3時15分)

(再開 午後 3時20分)

○川上 命委員長 再開いたします。

森上委員。

○森上祐治委員　　ちょっと単純な質問するんですが、今、手元に日本教育新聞の5月21日付の記事がございます。国会の審議の様子ちらっと書いてあるんですが、いわゆるその小宮山消費者担当大臣が、中心になって提案してるんですね。この今の動きは、野党がいろいろな批判もある中で、彼女が言うとなのは所管の問題よな。例えば保育所というのは保育行政、これは厚生労働省が長年ずっと考えてきた。で、幼稚園は、文部科学省の管轄、学校と位置づけをしておったと。ところがこれは、この記事だけを見るとですね。所管は内閣府が所管するというふうに書いてあんなんけど、この辺がようわからん。これからずっと法案が仮に通って総合こども園というのは、内閣府の管轄になってるんかなというふうに、我々、わけわからん感じがするんやけどね。その辺はどのように把握されますか。

○川上 命委員長　　鍵山福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子）　　おっしゃるように保育所は厚生労働省、幼稚園は文科省というように分かれて別々になっていたのを、一体的にということ考えて今してるのが内閣府ということ。総合こども園に向けて法案等々をしてるのが内閣府となってるんですけども、その内閣府におきましても、ちょっと情報なんですけども、省庁の再編の際に実現を目指す子ども家庭省というのを、そういう組織体制を内閣府に置くようなことを聞いております。その辺は、まだ決定ではないんですけども、そういう方向で内閣府の中に置くような情報があります。あとは、そんな詳しくいろいろなことはまだ市のほうまでは伝わっておりません。

○川上 命委員長　　よろしいか。

ほかに。

ほな、委員長としてこういったことはなぜということは、うちの今の先ほどの事情も言うたし、今の国会の内容突いたり引いたりなかなか迷走を続けると、どういうように決まるかわからんと。将来はどうあるべきかということも言われたんで、教育委員会としては、副市長、やっぱり学校統合のことも踏まえた中で、いろいろな点ひとつこの教育差別のないようにと、子どもの差別のないように、そういった施設というものを自立を図っていただきたいということで、7月にそういった施設を研修に行くと。それと学校の子どもの学習のことについて、久米副委員長ほうから言われたんで、これもやっぱり物すごい施設がよくなっておるといこと。このことについては今からもちょっと意見ももらいたいと思うねんけど。幼稚園については、一応教育関係の方、福祉関係の方それぞれその点、よろしくお願ひしたいと。

一応これで、重点調査、幼稚園のことについては、終わりました、この子どもの学習へ

の支援について何か御意見ございませんか。

これは、何かございませんか。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長　これは、7月視察予定をしております。ここの豊後高田市のねらいは、何かちょっと読んだだけではわかりにくいんですが、もう少し大きな視点で考えますと、学力をつけるということは、極端な話ですよ。地元で中学校・高校と行って、高校で有名国公立に入学するという可能性も増えてきます。となりますと、南あわじ市で学習、生活して教育受ければですね、高度な教育を受けて国公立受かる道が広がってるというようなことになってくれば、一つの移住とかですね、人口増やすということにもちょっとつながると思うんですね。そんなことも視点の一つ入れて、ほかにもいろんなねらいはあるかと思うんですけども、そういう大きな視点でこういうことにちょっと調査して、教育委員会のほうでも検討お願いしたいなという要望ですね、希望ですね。持ってます。

何か教育委員会のほうでこのことについて、考え等があれば、お聞きしたいと思うんですけども何かなければ、どうですか。

○川上 命委員長　教育委員会て、先ほどここでお答えした中で今、何もないって言うたんか。

教育長か、何か。

ほな、小島委員どうぞ。

○小島 一委員　この豊後高田の、まず、当初のこの設置目的と、設置した経緯というのはやっぱりその大分県内の子どもが、共通試験やったところ成績が悪かったというふうなことからスタートしとるように思うんですけども。ボランティアで、元学校の先生であるとか、そういう方がボランティアで放課後、子どもさんのわからんところを塾じゃないんですけども、そういうのを教えるというふうなところからスタートしたというふうな感じですよ。これ、御存じですよ。こういう事業は。それが果たして、南あわじでそんな一緒にできるんかというたら、それも当然見に行くわけですから、できるものときらんものと当然あると。ただそういう、町上げてのそういうふうな姿勢というか、そういうふうな見れ、どういうふうなきっかけで、どういうふうに、実際にそういうふうなことをボランティアでやってるんが、塾の妨げになったりしとるんか、しとらんのか、その辺まで含めて見れたらいいなというふう思うんですけど。町全体の学力レベルを底上げするというふうな考えやと思うんですけど、それについて御存じかどうかいうのわからんの、そういう概要について、どういうふうな思ってるかね。例えば南あわじ市の子ども何年生か知らん、統一で試験やってますわね。それがどの程度の位置にあるんかいうの

もよくわかりませんが、そういうふうな部分についての考え方を聞いたらなというふうなことやと思うんですけど。

○川上 命委員長 安田学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） この取り組み、私もホームページ等で少し見させていただいたんですが。きっかけとして、平成14年度から完全学校5日制が、始まっております。そのときに、全国的にやはり言われたのは、その土曜日で、新たに休みになった土曜日の受け皿、子どもの受け皿ということが言われました。また、放課後ですね。土曜チャレンジ教室とかそういうものが、公民館とかそんなところでも盛んにされたんです。南あわじ市も今も、放課後では「放課後子ども教室」等、生涯学習課の管轄でございますがやっております。そういう受け皿として、やはり休みの日の子どもの学習環境を整えるというようなことで、ここの豊後高田市では、土地柄的に何とか堂、何とか舎とかいう寺子屋が古くからあったという地域で、それにちなんで、こういう学習塾じゃなしに「学びの21世紀塾」ですか、そういうような名前で、市としてやっているようです。

ただ、全市の小学校から募集して、30人程度が登録されて、やっているというような記事が載っかりますので、全体で30人ということですので、なかなかその全体的にいろんな行き渡ってないのか。また南あわじ市でやるとしましても、これ知徳体の知の部分というふうにとらえておりますが、豊後高田市でも、徳の部分や体の部分もあわせてやっておるようでございます。体の部分については、南あわじ市でもありますように、やはり少年野球であるとか、そういうスポーツ少年団ですね。そういうものにも力を入れていると。徳の部分では、いろんなレクリエーション。これは、やはり南あわじ市でやっている伝統芸能であったり、それから先ほど言いました放課後子ども教室でいろんな体験をする。わんぱく塾とかいうのも、南あわじ市がやっております。やまの学園もやっております。そういうような徳の部分ですね。その知徳体の知の部分として、この学習のサポートということ土曜日等にやっているというふうにとらえておりますので、今、少子化でございまして、社会体育においても部員の数が非常に少なくなっておる。そういう文化活動や、いろんなレクリエーションの面でも、人を集めるのに大変な状況であると。こちらの学習面でまた何かをするということで、そんなたくさん集まるような感じではないのかなとは思いますが、また私も見に行かせていただいて、勉強していきたいなというふうに思っております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 資料からの認識は、それでええと思います。私の言うたことは、

非常に飛躍した考え方で、恐らくこのやり方も教育委員会の中でも賛否両論、議論沸騰すると思いますし、そんなことをすることに対して、そのということもあろうかと思えます。ただ、その教育というのは非常に、子どもの将来を左右することでありまして、従来からも教育委員会の考え方に固執をしておるといふ、進め方でもいいし。もっとその殻を破った、本当にその塾みたいなことを公の施設がしてもええんかというようなことから議論が始まると思うんです。しかし、それは子どもの将来、あるいは南あわじ市の将来を左右する。大げさですけどもね。その地域の子どもたちがそこで暮らしていけるという場をつくる、一つの何かになるんじゃないかという気がしてます。その辺、議論をしていただいて、議員の中でもいろいろ賛否あると思いますし、この豊後高田市のやり方を見て、ちょっと勉強したいなというふうに思ってます。

○川上 命委員長 確かに、我々もなかなかこういった、知徳体というふうな、なかなかいつも学校行ったら、よく見るんですけど、知が、この間も文部大臣、これ平野さん言われとるのは、要は学校図書は、知の宝庫であるとかやいうて、難しいこと言われとる。徳も、体もね。そういった中で、今回はそういったように、久米副委員長のほうから、そういったなかなか先の考えというのかな、そういった考えの中で先進地視察ということで、我々は勉強したいということで、視察させていただくのやさかいに、ひとつ安田学校教育課長さんを始め、教育長、いろんな意味についてひとつ、今回7月の研修には、ひとつ協力をしていただきたいと。

鍵山福祉課長、いろいろと問題点、保育、こども園とかいろいろ問題があり、伊加利の問題もありますけど、総合的にひとつ考えて教育委員会等、十分審議してやっぱり、まずそういったお母さん方が切に要望しとるとこもあるんだから、幼稚園を保育園にするとか、そういうぜいたくなこと言いよんの違うのやさかい。そういったことを総合的な考えの中で、今回の国会がどないなるかわかりませんが、今回研修に行ったときに、ひとつそういった面も十分勉強していただいて、我々も協力しますし、御指導をいただきたいと。そういった考えでございますのでよろしく。きょう、副市長、その点よろしく願いいたします。

それではほかに御意見がなければ、これでこの問題は打ち切りたいと思います。

暫時、休憩します。どうも御苦労さん。

(休憩 午後 3時35分)

(再開 午後 3時38分)

○川上 命委員長 それでは、再開をさせていただきます。

次に、重点調査第2番といたしまして、国保税の決算見込みと平成24年度税率についてを調査したいと思います。

御意見があれば、ひとつ。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長　私のほうからぜひ国保税についてちょっと委員長、重点審査をお願いしますということで、この機会を設けていただきました。それで、国保税の決算見込みと平成24年度国保税率についてということになってますが、税率についてはまだ、恐らく次の議会で、案として上がってくるので、余り突っ込んだことまでも審査できないと思いますが、答弁できる範囲でお願いしたいと思います。

それでは、最初に3月議会であったかと思いますが、南あわじ市の国保税が、県下で一番高いということがありました。医療費については、それほど県下では突出してないのに、なぜ国保税が高いというようなことで、皆さんびっくりしたわけですけども、その辺をちょっと、一遍に説明されると我々もちょっと理解しにくいんで、いただいた資料の、例えば県の1位という資料はここで見えますというようなことを、ちょっとまず先に説明いただけますか。

○川上　命委員長　川本保険課長。

○保険課長（川本眞須美）　一人当たりの医療費が、県下で一般被保険者で37番目というのは、お配りしました資料の1に掲載しております。

恐れ入ります。ゼムクリップを外していただけますか。

レジュメと資料と分かれております。

次に、これが医療費の分です。

次に資料2で、一人当たりの国保調定額が一番高いということで、下のほうに黄色い網掛けをしてある分ですが、資料2で一般被保険者で10万4,482円。退職被保険者で14万7,590円。合計で10万6,880円で、これが県下で一番高いということを示しております。

○川上　命委員長　久米副委員長。

○久米啓右副委員長　医療費としては、37番目でありながら、平成22年度の実績です。一人当たりの調定額いうんですか、国保税のことですね、いわゆるね。10万4,000円余り、これが県下で一番ということなんですが、非常に市民としては、非常におかしいんじゃないかという思いがあるんです。それで、このなぜこのような現象になるん

かっというようなことをちょっと説明、もしわかったら説明お願いしたいんですけども。

○川上 命委員長 川本保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 先ほど申しおくれましたが、この平成22年度の資料といたしまして、県のホームページで公開されております兵庫の国保という資料を使っております。まだ、平成23年度は決算が済んでおりませんので、22年度で説明をさせていただきたいと思っております。

それで、今、久米副委員長のおっしゃいました、医療費が低いのに国保調定額が高い理由といたしまして、それを説明する前段といたしまして、1ページから少し説明させていただいてよろしいでしょうか。

（「はい、どうぞ」の声あり）

○保険課長（川本眞須美） 南あわじ市国民健康保険の現状として、1ページ目には下のほうに、医療費負担の全体図といたしまして、イメージを記載しております。この表全体で、医療費の10割分を示しております。そこから右の白い部分、被保険者の自己負担分として、医療機関の窓口で支払っていただいた分を差し引いた左の部分が、国保が医療機関に支払う療養給付費の財源を表しているものでございます。

この保険者が支払います療養給付費から前期高齢者交付金を引いた残りを国保税や国・県・市からの負担で補っております。国保税と一般会計からの繰入金等で約50%。国・県の調整交付金、療養給付費負担金等で50%を負担しております。

すみません、次2ページ目をお開きください。裏側になっております。

3の表は、平成17年度から22年度までの一人当たりの医療費の推移を記載しております。医療費につきましては、毎年3%前後の伸びで推移しております。

次に、表の第4といたしまして、一人当たりの国保税調定額の推移でございます。合併後は、基金を取り崩しまして、税の上昇抑制を図ってまいりましたが、平成20年度末には、基金が残高が66万1,000円であったために、それまでに行っておりました基金の取り崩しができなかったことに加え、20年度決算における、4,600万余りの赤字分を21年度の保険税収入で、補てんしていることから、これらを含めて保険税を徴収しなければならなくなったことで、大幅な税率、税額アップとなり、県下で1位となっております。

その下に、用語の説明といたしまして、国民健康保険の被保険者の種類につきまして、記載しております。国保の被保険者には、一般被保険者と退職被保険者の2種類がございます。

退職被保険者と申しますのは、65歳未満の国保加入者のうち、厚生年金などから老齢年金を受けられる方です。つまり長年勤められて、会社を退職して国保に入った方々で、これらの方々の医療費につきましては、国保税を差し引いた分が診療報酬支払い基金から、療養給付費交付費として入ってまいります。

一般被保険者は、この退職被保険者以外の方々と、このうち65歳以上、75歳未満の方々が前期高齢者と呼ばれております。

それでは、3ページをお開きください。

ここで、医療費が低いのに国保税が高い理由を示しております。

南あわじ市の一般被保険者、一人当たり医療費は先ほど資料1で見てくださいましたように29万5,498円で県下で37番目となっております。

次に、一般被保険者一人当たりの国保税調定額につきましては先ほど資料2で見てくださいましたように10万4,482円で、順位といたしましては、県下で1番目となっております。

この医療費が低いのに、国保税の調定額が高い要因といたしましては、市の国民健康保険に加入している方のうち、65歳以上である前期高齢者が占める割合、前期高齢者の加入率が大きく影響しております。この点について、説明させていただきます。

資料3をごらんください。A3の資料でございます。

黄色い部分に、南あわじ市の国保に加入している65歳以上の方々が、年間の平均で4,831人と記載しております。これは南あわじ市国保の平均被保険者数に占める割合が、27.93%でございます。黄色の右側の分でございます。4,831人割る1万7,297人で、27.93%でございます。この割合は、見ていただいでわかりますように、他市町と比べて、一番低い割合となっております。

なぜ、南あわじ市の65歳以上の前期高齢者の割合が低いのかと申しますと、南あわじ市の23年4月1日の推計人口が、4万9,518人でございます。これに対して、国保に加入している人の割合が34.25%と淡路市に次いで、2番目に高いものでございます。この要因といたしましては、農業などの一次産業従事者や、商店、製造業の個人事業主が多いために、国保の加入者が多くなっていると思われれます。

65歳以上の方の加入が決して少ないわけではございませんが、全体の分母が大きいために、加入率が県平均の33.6%に比べて、かなり低くなっております。

申しわけありませんが、資料1に戻っていただけますか。この表の右から2番目に、再掲前期高齢者ということで、前期高齢者の方だけの医療費を記載しております。この額は49万6,260円で、これは県下で16番目となっております。その右側の欄では、一般被保険者のうち、この前期高齢者を除いた64歳以下の方の医療費を記載しております。これが21万1,190円で、これは県下で23番目となっております。このように別々に見ますと、県下で決して低い医療費ではございませんが、医療費の高い前期高齢者の割

合が少ないために、平均をいたしますと37位となってしまいます。

これが医療費が低い理由でございます。

続きまして、国保税の調定額が高い要因でございます。

先ほど前期高齢者の加入割合が27.93%と低いと申し上げましたが、このことにより影響いたしますのが、前期高齢者交付金があります。この前期高齢者交付金と申しますのは、国民健康保険であったり、被用者保険、社会保険や健康保険組合、共済組合に加入している65歳以上75歳未満の、前期高齢者の率がそれぞれの保険で違うことによって、保険給付の負担が不均衡になりますので、これを調整するために交付されるものでございます。全国平均といたしましては、平成22年度ですと、全部の保険者の平均が約12.50%でございますので、それを上回る保険者に、前期高齢者交付金として支払われております。南あわじ市の前期高齢者加入率は27.93%でございますので、南あわじ市の前期高齢者一人当たりの医療給付費、後期高齢者支援金等について、全国平均の12.50%との差に対して、交付金をいただいております。が、その率が低いものですから一人当たりになると、県下の他市と比べて最も低い額となっております。

資料4をごらんください。

資料4で、黄色に網掛けをしている部分でございます。

南あわじ市の前期高齢者の交付金は一人当たりいたしますと5万2,968円でございます。県平均が、8万6,499円でございますし、県下で一番低い金額であることがわかると思います。

大変申しわけありません。もう一度、資料2に戻っていただけますか。

続いて、一人当たりの保険者負担金。右から2番目の段でございます。

ここでは、南あわじ市の負担といたしまして、25万1,628円。これは順位として2番目となっております。この一人当たりの保険者負担等というのは、保険給付にかかる費用や、後期高齢者支援金、介護納付金などの支出から収入であります前期高齢者交付金を控除した一人当たりの額でございます。これは控除する前期高齢者交付金の額が少ないために、保険者が負担する額が多いということでございます。このことから、保険者が負担する額が多いので、国保税が高くなっていると考えております。

また、県下の他の市町では、毎年赤字を先送りにして、前年度繰上充用を繰り返して、保険税を上げずに、負担を先送りをしている場合もございます。本市におきましては、平成20年度に赤字になった分を税として徴収いたしましたので、このことも国保税の調定率が県下1位となっている要因だと考えております。

以上でございます。

○川上 命委員長      久米副委員長。

○久米啓右副委員長 要は、今聞けば、65歳以上74歳未満の人の率が低い。低いとその資料4の何ですか、前期高齢者交付金が少ないということですよ。今見たら5万2,968円一人当たりですが、例えば一番高いのを見ますと佐用町ですと、14万4,719円一人当たり交付されてますから、9万円以上一人当たり差が出てますよね。これは、国の制度上のことで、いかんともしがたいことなんですか。

○川上 命委員長 川本保険課長。

○保険課長（川本眞須美） はい、そうでございます。

○久米啓右副委員長 わかりました。そうしたら医療費が低いのに、国保税が高いという理由はそういう制度的なこともあるというようなことなんですけども、これ市民の感情からすれば、おかしいんじゃないかというふうな、そういう理屈は抜きにあると思うんですね。例えば、昨年22年度決算では、剰余金でまして、これ基金に積み立てましたよね。22年度ね。それで23年度もその見込みということで、ちょっと試算をしてあるかと思うんですけども、23年度の見込みをちょっと説明いただけますか。

○川上 命委員長 川本保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 4ページをごらんください。資料の4ページでございます。国民健康保険の現状の4ページでございます。

ここに平成24年5月22日現在といたしまして、収入と支出の決算見込み額を記載しております。平成23年度におきましても、療養給付費の負担金が予算よりも4,000万円多かったこととか、再保険制度で8,000万円以上のプラスになったこと。また、国の特別調整交付金のうちの特々調で3,100万円をいただいたこと。また、一般会計から5,000万円をいただいたこと。それらのプラス要因と23年度は医療費の伸びが予算は3%の伸びを見込んでおりましたが、約1%の伸びでおさまりましたので、その医療給付費の不用額が出てまいりました。その結果、あくまでも見込みでございますが、2億9,000余りの剰余金が出る見込みでございます。ただその中で、国の支出金の返納額、療養給付費返納額が見込まれておりますので、それが約1億円でございます。実質剰余金として、出てまいりますのは1億9,000余りであると考えております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 今の説明で、23年度も返納分除けば、実質剰余金が1億9,7

00万円ぐらい見込めるかなということです。となりますと、これをどないするかというのは、決算議会のときになるかと思うんですが、24年度の国保税の徴収が、税率が間もなく協議会等で、決められるかと思うんですけども。必要額というのあると思うんですよね。そのいわゆる税務課にこなけいりますよという金額。それと、税務課のほうでも予算組んだときに、いろいろ所得の減額とか、固定資産税の評価替とか等あって、いろいろ3月の予算の議会で、徴収の予算組んでますよね。その辺うまいこといくんですかね。その必要額と徴収予定額と見比べた場合。

○川上 命委員長 藤岡税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 今の御質問でございますが、毎年、本年度の場合ですと、本年度の保険給付費になるわけなんですけど、この額につきましては、先ほど保険課長のほうからも、国保の現状の中で少しお話があったと思うんですけども、前年度の医療費であるとか、過去の医療費の伸び等を参考にさせていただきながら、全体の保険給付費の見込み額を、算定していただきまして、そこから国・県等の交付金を差し引いた額。それを国民健康保険税の必要額、剰余額ということで、それをもとに税務課のほうでは、ことしの保険税での収納見込み額がどうなるのかというのが、毎年試算をさせていただいております。

現在も保険税率につきましては、まだ、検討中でございますので、現在、平成23年度、前年度の税率と同率の税率で持ちまして、試算をしておるところでございますが、その段階で、で、ございますが、大まかな数字なんですけども1億4,000万程度の税収不足が生じるというふうに、試算では出ております。

この原因につきましては、先ほど委員のほうからも少しお話があったように、平成23年分の所得が、減少したのが大きな要因ではないかと。これにつきましては、御存じのとおり、国民健康保険税の所得割の金額につきましては、住民税の課税所得をもとに算出をさせていただいております。ことしの場合ですと、平成23年分の所得前年度と比較しましたところ、住民税の課税所得でいきますと、約5%減少しております。そこから国保の加入者の課税、基準所得を見るわけなんですけども、それを前年度と比較した場合、約10%弱の減少となっております。この所得割の減少が一番先ほど申しました1億4,000万円中での割合を大きく占めてるのではないかとというふうに、税務課のほうでは要因の一つとしてとらまえております。

それとことしは、先ほど委員もお話がありましたとおり、評価替の年でございまして、国民健康保険税の応能の部分に所得割と資産割というのがございまして、資産割の部分では、固定資産税にかかる土地家屋の税額をもとに、資産割を計算しておりますので、その土地家屋の固定資産税にかかる評価の見直しが行われまして、税額が減少しておりますので、その影響で資産割額も減少したのではないかと。それも一つの要因ではないかと思っ

ております。それと所得が減少しておりますので、それに比例して、国民健康保険税では、法定軽減という制度がございます、所得によりまして、2割、5割、7割の軽減を応益割。均等割、平等割のほうで、軽減できる制度がございます。そちらのほうの影響にも及んでおるのではないかと。均等割、平等割の額で減少しているのではないかと。これも、税収不足の要因の一つというふうに税務課のほうでは考えております。

以上でございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 今の説明聞いておりますと、国保税の税率をそのまま維持すれば24年度は1億4,000万円ほど足らんということですか。

○川上 命委員長 藤岡税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 昨年度と同じ税率でもって、今、試算した段階ではそういうことになります。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 ということは、このままだと税率を上げらんとその国保税が賄えないということになるんですね。税率を上げないと、1億4,000万円分だけ税率を上げないと、足らんと。単純に言えばですよ。そういうことでなりますね。

○川上 命委員長 藤岡税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） はい。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 それで、冒頭に言いましたように、医療費がそこそこ37番目の県下の位置におりながら調定額、国保税が高い、一番目やということで、非常に市民のほうも南あわじ市はどないなとんねやということで、税率を我々としても非常に上げるのは、その市民感情としても難しいかなと思うんです。ほんで、先ほどの実質剰余金の見込みが出てましたので、これについてですね、委員会としてもこの活用について、非常にちよっとうまく有効活用できないかなと思うんです。1億9,700万円弱ということなん

ですが、この辺については、まだ言及できる段階ではないんですかね。その辺、副市長ぐらゐに答弁いただければな。

○川上 命委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 我々事務当局のほうでは、いろいろと検討はしております。議会も近いわけですので、結論を早く出して、対応を考えたいと思っておりますが、そういうものも踏まえて、今、検討はいたしております。近々、結論を出してどのようにしていくかということ、しなければいけないわけなんで。皆さん方の御意見もお聞きをして我々として、どのようなことができるのかということをやっていきたいと思っております。市長も非常に県下で一番高いということは、認識もしておるし、余りほめられたものじゃないと、いうことは十分に認識をいたしておりますので、そういうものも踏まえて、今後検討を加えたいと思っております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 現状は大体わかりましたし、各委員さんの意見もあろうかと思えますので、その辺、ちょっと私しゃべりっぱなしなので、ほかの委員さんの意見も。

○川上 命委員長 ほかに。  
小島委員。

○小島 一委員 今、久米副委員長並びに保険課長、税務課長の説明で、あらかじめ理解したんですけども、1点は、要するに固定資産の評価が下がるということは、同じ税率でいけば、当然、保険税が下がるというふうな。同じ税率でですよ、去年と同じ税率でいけば、若干それはそれで下がるのかなという、そういう解釈でよろしいんやね。

○川上 命委員長 藤岡税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 資産割のベースが固定資産税の土地家屋の税額がベースとなっておりますので、資産割の税率がそのままいきますと、固定資産税の税額の落ちた分が資産割に反映されて下がるということになると思います。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員       それともう1点、これは保険課長に聞きたいんですけど、この65歳以上の割合、もう団塊の世代入ると言うよりも入ってますよね。今後の見通しで、僕ら今60ぐらいの人までが団塊の世代と言える年代かなというふうに、60本来62ぐらいの人までが団塊の世代やけど、それによって今後この割合というのは、上がる予定しとるんですか、下がる予定にしとるんですか、どないです。

○川上 命委員長       川本保険課長。

○保険課長（川本眞須美）       全体的には上がっていくとは思いますが、南あわじ市で上がるということは、国全体でもその団塊世代の方が増えてまいりますので、国の全体の平均が上がってまいります、そうすると南あわじ市の平均が上がりましても、その差によって交付金が決まってまいりますので、そんなに大きな伸びが期待できないと思うんです。

○川上 命委員長       小島委員。

○小島 一委員       わかりました。将来的にも、この全体、ほかの市町との比ですわね。それは、あんまり変わらへんということです。私の意見としては、やはりこの剰余金いうたら、あれなんですけど。決算見込みの分をやはり有効に何とか活用していただいて、考えていただいて、この県下1位というふうなことを、何とか下げれるものであれば下げてほしいというふうな考えでございます。

○川上 命委員長       森上委員。

○森上祐治委員       きょうは、川本課長から国保に具体的なことについて、詳しく説明していただいて、私も正直言ってあんまりこのようなのは、苦手なんですけども。半分ぐらいは、わかりました。ただ一市民の立場として、先ほど来、意見出てるように、南あわじ市は県下でも財政力云々ということで、そない県下で一番低いという市ではないはずなんやな。ほかでも、県下でも非常に厳しい財政状況で頑張ってる人がいっぱいある。そんな中で、保険税が一番高いと、いうようなことは市民としたら、私も見たときどないなとんねやと。ということは、ほかの市は苦しくてもやね、何らかの努力をして、工夫をしてやっとなる違うかなというふうな、素朴な疑問を持っておりました。もちろん、あなた方そういうプロがやってるんですから、行政マンは。なかなかそういう努力をした結果出てきた数字というのはわかるんですけども、よそがそういうカモフラージュというは、語弊がありますけども。とにかく南あわじ市よりも安い形でいきよると。先送りの話説明ありましたけどね。でもやっぱり市民感情としたら、わしらこんなはずないやろと。やっぱりそ

れをある程度払拭するような目に見える努力を、きょうは久米副委員長がそういう最初の質問がね。そういう観点でされたと思うんですよ。だから、この文教厚生常任委員会としても、6月議案に向けてより勉強して、また若手にいろいろ知恵出してもらって、こういう案もあるんじゃないかというようなことを、勉強しといたらと思います。で、執行部のほうも、今、副市長、答弁されたように検討していきたいというようなことのでございますので、双方力を合わせて、市民が少しでも納得できるような、具体案を打ち出していただけらと思います。

以上でございます。

○川上 命委員長           ほかに。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長           もう少し突っ込んだ話をしたいんですが、その22年度実績出て、23年度は9月にならないとわからないんですよ。それから23年度は県下レベルでわからないけども、恐らくそんなに変わらないと。県下の順位がね。恐らくここ数年は同じレベルかなと思うんです。それで、仮に不足分だけ補っても、やはり県下トップクラスは、あんまり変わらないかなと思うんで。委員会としてももう少し突っ込んだ施策をね、お願いしたい、要望ですけども、1億9,000万円ですから、あと残り5,000万円あるんでね。その辺までを突っ込んでやるという方法と、昨年積んだ基金についてはどういう考えでおられるのかということですね。余り、今まで60数万円しかなかった基金をやっと積み立てて。それをまた吐き出すということは、どうかなと思うんですけども。その1億4,000万円に加えて、5,000万円充当あるいは、基金等、その二つの点について、執行部の考え方等あればお願いしたんですけども。

○川上 命委員長           副市長。

○副市長（川野四朗）           これも皆さん方御承知や思うんですが、やっぱり国保税は先ほどの説明のような、医療費負担のイメージ、あの部分できっちりこう決まってくるわけなんです。それを、手だてをする場合は、手だてをした分は、結果的にはずっと後年度まで、その手だてをしないと。手だてをしたものをやめると、もっと上がってくるわけなんです。したがって、余り手だてをすると、今度、値上げが、もう目に見えてくるという形になりますので、余り投入し過ぎても。それがことし1億円すると、ことしみたいに所得が下がってきてるんで、結果的にはまだ輪をかけてるんですけど、それが所得が上がってくると、回復はしますけども、所得がことし1億足らんということで、1億投入する、来年も同じようなことだったら、もう1億また来年も足していけないとレベルに達しない

というようなこともあるので、なかなか非常に難しいことなんです。やっぱりこれも、単年度、来年度だけ考えておしまいという話ならば、手だても非常に安いんですが、来年度に手だてを講じると再来年度もどうするのかという形になります。基金もやっぱり積み上げておるのは、そういうときのための基金ということでございますので、ある程度の基金というのも非常に大事なものでございます。従いまして、そういうものも踏まえながら、今回は何とか手だての講じる方法がないかということで、いま事務当局で鋭意努力をいたしております。市長の考え方もありますので、市長の考え方も達成ができるような、また余り、後年度に負担が来ないような形でやりたいなど、今思っ取るわけなんです、また皆さん方もそういう御意見でございますので、それも踏まえながら検討に加えたいと思います。

○川上 命委員長           それでは、御意見がないようで、委員間討議をただいまから、もう十分やりましたか。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長       委員としては、せっかくですから。市民には、やはり担当委員会としてもね、やはり県下1位の国保税ということになりますと、やはり医療費から見ておかしいというのは、市民だれから見てもそうだと思いますので、やっぱり少なくとも今年度の23年度の、使える剰余金はぜひ使っていただいて、何らかの改善はすべきではないかなというふうに、私は思います。

○川上 命委員長       本日にきょう、先ほど森上委員じゃないですけど、私もきょうは非常に数字的に弱い立場が大分勉強になりました。本日にきょうは一日大分成長したと思います。そういったことで、市民のためにも、きょうの結論というものを、副委員長が一番詳しいということで、我々の結論を副市長、読ませていただきますので、ひとつよろしくをお願いします。

副委員長、ちょっと読んでください。

○久米啓右副委員長       ちょっと事前に委員長と相談しておりますので、かわって私のほうから読みます。

今般の南あわじ市の国保税の市民の負担は、ただいま審議しましたとおり、平成22年度実績では、県下ワースト1となっております。医療費の負担額（県下37番目）から見て、市民感情としては国保税の負担軽減を当然望んでいることと思われ、説明があつたとおり、制度上によるところもありますが、やはり医療費に応じた負担額というのが当然かと思われ、23年度決算は、まだ確定はしていませんが、執行部の試算のとおり、

余剰金が見込まれますので、それを充当し市民の国保税の負担を少しでも軽減するよう委員会といたしましても要望いたします。

以上です。

○川上 命委員長          よろしく申し上げます。

副市長。

○副市長（川野四朗）          今の御意見、真摯に受けとめさせていただいて、市長にもお伝えをして、それを検討に加えて今後、当然6月には議案として挙げなければいけないだろうと思っておりますので、できるだけ皆さん方の御意見が反映できるように、頑張っていきたいと思えます。

○川上 命委員長          どうもありがとうございます。

それでは、もうほかに何も御意見がないようでございますので、副委員長から御丁寧なお礼のごあいさつを申し上げます。

○久米啓右副委員長          本日は、長時間にわたりまして、審議いただきまして、ありがとうございます。

また、重点調査ということで、遅くまで残っていただきました執行部の方、どうも御苦労さまでございました。

これをもちまして、文教厚生常任委員会を終わりたいと思えます。

（閉会 午後 4時20分）

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年 5月24日

南あわじ市議会文教厚生常任委員会

委員長 川 上 命